

## 別添 1

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 27 年 7 月 27 日

青木村長 北 村 政 夫

### 1 協議の場を設けた区域の範囲

青木村全域

### 2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 27 年 3 月 31 日

### 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手の状況）

25 経営体数

法人	5 経営体
個人	20 経営体

### 4 3の結果として当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

### 5 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するために利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6 地域農業の将来のあり方

自給的な小規模農家が多いため、自作を希望する農家は個々に農地を保全する。

平場の水田地帯において、規模縮小農家や離農希望農家は担い手に集積していく。

畑地については、集積が可能な農地は担い手に集積し、小規模農地については耕作希望者（Iターン者含む）との相対契約や、集落組織を育成して保全していく。山際の農地は林地化も視野に入れ、藪や養蜂など副次的な利用を検討していく。

急傾斜農地は、中山間直払いの取組の中で引き続き保全していくが、取組が困難な集落においては、今期対策中に方向性を見出す。